和泊中学校校舎改修工事

図面リスト

建　築　図　面	
図面番号	種　　別
Ａ－００	表紙、図面リスト
－０１	建築改修工事特記仕様書（その１）
－０２	建築改修工事特記仕様書（その２）
－０３	建築改修工事特記仕様書（その３）
－０４	建築改修工事特記仕様書（その４）
－０５	建築改修工事特記仕様書（その５）
－０６	付近見取図・配置図・設計概要
－０７	外部仕上表・参考数量表
－０８	既存１階平面図
－０９	既存２階平面図
－１０	既存屋根伏図
－１１	改修後１階平面図
－１２	改修後２階平面図
－１３	改修後屋根伏図
－１４	既存外部天井伏図
－１５	改修後外部天井伏図
－１６	既存立面図１
－１７	既存立面図２
－１８	改修後立面図１
－１９	改修後立面図２
－２０	既存矩計図
－２１	改修後矩計図
－２２	外部建具配置図１階
－２３	外部建具配置図２階
－２４	外部建具寸法表１
－２５	外部建具寸法表２
－２６	外壁改修仕様書
－２７	外壁等調査図（立面図１）
－２８	外壁等調査図（立面図２）
－２９	外壁等調査図（描裏図）

特記事項

一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
ARCHI-PLAN
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
TEL (099)250-8870 FAX (099)259-1885

DIRECTOR 古川　CHIEF 神田　DRAWER 神田

工事名	和泊中学校校舎改修工事
図名	表紙、図面リスト

DATE R5.12.25
JOB NO. PWT-1115
SHEET NO. Ａ－００
SCALE NO.SCALE
一級建築士 第九六四五四号
古川 稔

建築改修工事特記仕様書

1. 共通仕様
　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「標仕」という。）による。
2. 改修標仕及び標仕のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記仕様
　（1）項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
　（2）特記事項は、● 印の付いたものを適用する。
　　◉ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　◉ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
　（3）特記事項に記載の「　」内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（4）特記事項に記載の「　」内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（5）四 印は「国等による環境物品等の開発の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。
　　グリーン購入法による調達推進品目は「国営昭和環境物品等調達方針」の環境物品等調達推進品目等一覧表及び別表１（国営昭和のホームページからダウンロード可能）による。
4. 鋼金払
　契約金額300万円以上の工事にあっては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の４を超えない範囲内に限り鋼払金の支払を請求することができる。
5. 中間前金払又は部分払の選択
　契約金額300万円以上の工事にあっては、契約に当たり中間前金払又は部分払を選択することができる。
6. 中間前金払
　契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の２を超えない範囲内に限り７の全ての要件を満たした場合に中間前払金の支払を請求することができる。
7. 中間前金払の要件
　（1）工期の２分の１を経過していること。
　（2）工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
　（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。
~~8. 部分引渡~~
~~　部分引渡を行なうものについては工期中に引渡すべき部分の実施が全て完了していなければ工期中に引渡すことはできない。~~
9. 火災保険
　契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後21日とする。
10. 県産資材の優先使用
　（1）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたものの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材製造等から調達するよう努めることとする。
　（2）以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承認を得なければならない。
　（指定主要資材（７品目）【生コン(レディミクストコンクリート)・コンクリート二次製品 石材関 アスファルト合材 木材 樹木 芝】）
　（3）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
　（4）工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
11. 下請工事における発注関係書類の提出時期
　（1）工事の一部を下請に付する場合は（登記所）管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
　（2）前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を、監督職員に提出すること。
　（3）工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
12. 配置技術者等の途中交代
　（1）技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職者等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
　　①　発注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
　　②　工種最作全般で工事であって、工事から現地へ工事の現場が移行する時点。
　　③　大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
　（2）上記（1）のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
~~13. 電子納品~~
~~　（1）本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子納品とは、「国営昭和電子納品ガイドライン（平成29年3月）」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データをいう。~~
~~　（2）ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R又は8cm、12cm光ディスク）で提出するものとする。ただし、電子媒体の容量が大きい場合、または電子媒体に収まらない場合は、事前協議を行い決定するものとする。~~
~~　（3）電子成果品を作成する際に、測量業務の成果品を電子納品データとして提出する場合は、測量業務の特記仕様書に従うこと。~~
~~　（4）電子成果品を作成する際に、測量業務の成果品を電子納品データとして提出する場合は、測量業務の特記仕様書に従うこと。~~
14. ＣＡＤ図面データの貸与について
　本工事に関するＣＡＤ図面データの貸与を希望する場合は、「ＣＡＤ図面データ借用に係る誓約書」を市に提出すること。なお貸与したＣＡＤ図面データは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該ＣＡＤ図面データは、完成図提出時までに、請負者において履行期間中に複製又は再配布しているもの全て消去すること。その他、誓約書の記載事項を遵守すること。
15. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
　和泊町が発注する建設工事等（以下「町工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を直ちに町（発注者）及び警察に通報すること。
　町工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町（発注者）と協議を行うこと。
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について
　（1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
　（2）過積載をしている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
　（3）資材等の運転席を切上するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
　（4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
　（5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
　（6）下請契約の際作次又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する記慮に欠けるもの又は悪質に関しダンプトラック等によって惹起かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
　（7）（1）から（6）のことについて、下請契約に対する受注者を指導すること。
17. 施工体制台帳の作成等について
　本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けする場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
18. 施工体系図の作成等について
　本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからウの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または技術的若手新手までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
　ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
　イ 土砂やコンクリート型等の運搬のみを行う業務
　ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※　適用を受ける関係法令等を遵守すること （参考） ◉建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官営整備課建築課監修　令和４年版） ◉建築工事安全施工技術指針（官庁営繕部） ◉建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁営繕部） ◉建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国交省通知122号等） ◉廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ◉資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ◉建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ◉石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和４年１月13日厚生労働省令第３号） ◉大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和２年６月５日法律第29号）
	② 工事実績情報の登録	※適用する（※工事請負金額 500万円以上　・（　　））　[1.1.4]
	③ 品質計画等	・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算　[1.2.2] ※風速（Vo＝　46　）m/s ※地表面粗度区分（・Ⅰ　◉Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） 適用工種　・ＡＬＣパネル（外壁、屋根）・押出成形セメント板（外壁）・外壁石張（乾式） ・外装材（外断熱工法）・長尺金属板葺　・折板葺　・アルミ笠木 ・ガラスブロック　・シート防水（機械式）・屋上緑化用システム
	④ 電気保安技術者	工事現場において電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　[1.3.3] ・要　・不要
	⑤ 施工条件	改修標仕［1.3.5］以外の施工条件　※現場説明書による　・図示　[1.3.5]
	⑥ 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの（　　）　[1.3.12] 引渡し場所　※構内　・（　　） 再生資源化を図るもの又は廃棄するもの　◉有　・無

分　類	受入れ施設名	所　在　地	搬出距離 (km)
◉ｺﾝｸﾘｰﾄ塊			
・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊			
◉建設発生木材			
・ｶﾞﾗｽ、陶器類くず			

　上記に示す受入れ施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては監督職員と協議する。
※建設廃棄物処理計画書の作成
※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成

	⑦ 建築材料等	本工事に使用する材料等は、製計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその試遺審等は、次の（１）～（６）の項目を満たすもの、この証明となる資料又は、外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 （１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （２）生産物及びは品質の管理が適切に行われていること （３）安定的な供給が可能であること （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （５）製品又は混入の実績があり、その信頼性があること （６）販売、保守等の営業体制が整えられていること **なお、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。** **※工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの（含有率０．１%以下）とする。**
	⑧ 環境への配慮	本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）～４）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ２）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ３）接着剤は可溶型（クロル酸ジーｎ－プチルスズ及びジフェニルスズ及びジーｎ－エチルヘシキル等を含有しない揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ４）１）の材料を して作られた合板、集製、実様台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。 ◉規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ・第三種品 ①建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 アスベスト含有建材 本工事に使用する材料については、アスベストは含有しないものとする。
	⑨ 特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、当該製品の指定工法とする。
	⑩ 一般技能士	下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、１名以上の者が当ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。　[1.6.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ◉単層防水工事作業　◉シーリング防水工事作業 ◉左官　・建築板金
外壁改修工事	◉左官　・タイル張り　◉塗装（建築塗装作業）　◉樹脂接着材注入施工
建具改修工事	◉サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業　・ボード仕上げ工事作業 ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）　・表装（壁装作業）　・左官 ・建築大工　・タイル張り
塗装改修工事	◉塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工　・型枠施工　・とび
ブロック、ＡＬＣ工事	・ブロック建築　・ＡＬＣパネル施工
石工事	・石材施工（石張り施工）
左官工事	・左官
建具工事	・建具作

　⑪ 化学物質の濃度測定　施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた６物質）の濃度を測定し、報告すること。　[1.6.9]
　測定はパッシブ型採取機器により行う。
　　着工前の測定　・行う
　　測定対象室　・図示　・
　　測定箇所数　・図示　・
　　結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。

① 一般共通事項（続き）	⑫ 完成図等	完成図　※作成する（完成図の種類　※全ての設計図　・（　　））　[1.8.2] 完成図の様式等　[表1.8.1] Ａ２版パニつ折り製本　※３部　・（　）部 Ａ１二つ折り製本　※１部　・（　）部 完成図のＣＡＤデータ　ＣＤ－Ｒ　※３枚　・（　）枚 ・作成しない 保全に関する資料　・作成する（提出部数　※１部　・（　）部）　[1.8.3] ※作成しない
	⑬ 完成写真等	撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方（改訂第二版）建築偏」による。 下記のものを監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。

区　分	分　類	規　格	部　数	備　考
着工前	※ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ ・ｶﾒﾗ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ 部分：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ	※１部 ・（　）部	・ ・
工事中 （検査状況）	※ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ ・ｶﾒﾗ	ｶﾗｰﾊｰﾄﾞｽﾍﾟｰｽ ・（　）部	※１部 ・（　）部	・ ・
完成時 （出来形等）	※ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ ・ｶﾒﾗ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ 部分：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ ・（　）部	※３部 ・（　）部	外観&屋根 ・
実態調査用	※ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ	ｶﾗｰﾊｰﾄﾞｽﾍﾟｰｽ	※２部	外観&屋根
電子データ	◉完成時写真 ◉工事中写真 ◉着工前写真		・	

※100×125以上の原板を張う場合には、監督職員にあらかじめ大きさを提出し確認を受ける。
※電子データは、JIS(フルカラー)、JPEG形式最高画質とし、CD-R(MO)に格納して提出する。
※小規模修工事の適工状況とは、工法毎に各面（東、西、南、北、開設室、屋上塔屋等）２箇所程度とし、完成は各面・工法毎に全面所撮影する。
※各工法の施工状況（施工中の写真は、同じ番号で工事写真を撮影のこと。）

改修工法の種類	撮影する施工状況
ひび割れ部改修工法	◉マーキング　・下地処理　・注入孔墨出し　◉墨金取付　◉シール ◉シリンダー取付状況 ◉注入状況 ◉仕上状況
欠損部改修工法	◉マーキング　・はつり　・清掃　◉鉄筋の錆落とし　◉防錆材塗布 ◉ステンレスピン打　◉ポリマーセメントモルタル充填 ◉仕上げ厚又は全表面の厚い場合の施工状況
浮き部改修工法	◉マーキング　◉穴あけ（ドリル使用）・清掃　◉エポキシ樹脂注入 ◉ステンレスピン注入　◉エポキシ樹脂注入後の浮き確認　◉表面処理

　完成写真の撮影業者　※監督職員の承諾する撮影者　・監督職員の承諾する撮影業者

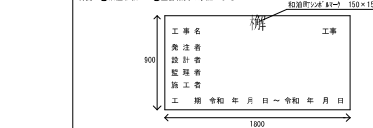
	⑭ 設備工事との取り合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	⑮ 設計ＧＬ	※図示　◉設計ＧＬ＝現状ＧＬ
	⑯ 既存部分等への措置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する。
	⑰ 騒音振動の防止	低騒音型、低振動型建設機械指定基準に基づき指定された建設機械を使用する。 適用工事（土、地業、コンクリート、鋼筋、鉄骨、組、取りこわし等）
	⑱ 部分使用	この工事については部分使用は　・有（図示　）　◉無
	⑲ 一部完成	この工事については一部完成は　・有（図示　）　◉無
	⑳ 中間検査	この工事については、中間検査を　・行う　◉行わない
	㉑ 白蟻防除工事	行う場合は、工事の建物率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（とりこわし工事完了時、配筋又は鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工途中を検査の目安とし、工事発注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。 この工事については、（公社）日本しろあり対策協会（以下「協会」という）発行「防除施工標準仕様書」（以下「防除」という）による。 この項目に記載の（防　　）内表示番号は、防除の当該項目を示す。 ※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有償リン系薬剤とする。 ※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする。 ※土壌処理 処理の適用分　※行う　◉行わない　（防 1.2） 処理の方法　※薬材散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う。　（防 1.3.(1)） ・木材処理 処理の適用分　※行う　・行わない　（防 1.2） 処理の方法　※吹付処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う。　（防 1.3.(2)） ※処理の箇所 ・木造の場合 ※1.4、(2)①～⑤及び⑧に規定する箇所 ・縁束、合束、小屋梁、間仕切、桁、火灯梁などと敷桁又は軒桁との仕口面 ・２階梁、火打梁と胴差との仕口面 ・木造以外の場合 ※1.4、(2)⑦に規定する箇所 ・２以上の開の床面より１m以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面 ※保証書及び期間 白蟻防除工事について、下記事項を記載した５年保証書を提出すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連署とする。 (ｱ) 工事名称　(ｲ) 建物の所在地　(ｳ) 建物の構造・用途・面積　(ｴ) 白蟻防除工事の施工面積　(ｵ) 防除処理別在ひに使用薬剤名、製造者名、施工年月日　(ｶ) 登録防工業者登録名簿　(ｷ) 担行した防除工の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日　(ｸ) 保証期間 ※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること。
	22 鹿児島県トライアル発注制度の製品等	製品名　（　　） 施工箇所　※図示による　・（　　）
② 仮設工事	① 足場その他	内部足場　◉解立、足場板等　・（　　）　[2.2.1] 外部足場　◉設置する　・設置しない　[2.2.1]

種類	外部足場等
※Ａ種	施工箇所面に枠組足場を設ける
・Ｂ種	施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける
・Ｃ種	施工箇所面に単管本足場を設ける
・Ｄ種	仮設ゴンドラを使用する
・Ｅ種	移動式足場を使用する

　◉防護シートによる養生
　・防雷シートによる養生
　材料、搬去材等の運搬方法
　・Ａ種　◉Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　[2.2.1]　[表 2.2.1] |
| ② 仮設工事（続き） | ② 既存部分の養生 | 既存部分の養生　◉行う　・行わない
　養生方法　※ビニルシート、合板等による　・（　　）　[2.3.1]
既存部分の特別養生　・行う　[2.3.1]
　設置範囲及び養生方法　※図示　・（　　）
既存家具等の養生　※ビニルシート、合板等による　・（　　）　[2.3.1]
開口部の養生　・行う　◉行わない　[2.3.1]
　養生方法　・合板張りによる　・（　　）
　・設置範囲　※図示　・（　　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　[2.3.1]
　※行わない　・行う（図示） |
| | ③ 仮設間仕切り | 仮設間仕切り等の種別　[2.3.2]　[表2.3.1]

種　別	材　質	仕上げ
・Ａ種	・せっこうボード厚9.5(複層張り　ｸﾞﾗｽｳｰﾙ充填厚さ（　） ・合板厚9(複層張り　ｸﾞﾗｽｳｰﾙ充填厚さ（　）	・片面塗装 ・片面塗装
※Ｂ種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・せっこうボード厚9.5（内部面）・合板厚9片面張り（外部面）	・ ・
・Ｃ種	※シート張り	—
・仮設扉	※合板張り木製扉　程度	・

	④ 監督職員事務所	◉設ける　・設けない（既存建築物の一部を使用する）　・設ける　[2.4.1] 面積規模　◉10㎡　・20㎡　・35㎡　・60㎡　・100㎡　・（　　）㎡）程度 仕上げの程度、設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。
	⑤ 工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
	⑥ 工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
	⑦ 現場表示板	規格　◉下図による　◉監督職員の承諾による 材質　◉鋼産材板　◉監督職員の承諾による



※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に対し安全な工法とする

③ 土工事	① 地質及び盛土	種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　[3.2.3]　[表3.2.1] Ｃ種の場合（発生場所　　） （運搬先　　）
	② 建設発生土の処理	※構外指示の場所　（3.2.5） （運搬　・発生原因者側　・本工事　　Ａ） 受け入れ場所（　　） 受け入れ場所での処置　・整地ならし　※たい積　） 搬出距離（　　）km **上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する** **・構内指示の場所（・敷きならし　・たい積　）**
③ 防水改修工事	① 共通事項	施工標識　※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける 改修用ドレン（PD&S, PDA51, PDD, PDDI, PDS, PDS1, PDX）の場合） 　取り付け方法等は、ルーフィング類最terの仕様による
	② 笠木等に対する養生方法（とい共）	※改修標仕3.1.3.(1)～(3)による　・（　　）　[3.1.3]
	③ 既存防水の処理	既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）・行わない　[3.2.3.4.6] 既存防水層の撤去　◉行う（範囲　・図示　・　　）・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・Ｍ4ＡＳ・Ｍ4ＳＴ・Ｍ4Ｏ・Ｍ4Ｄ1・Ｌ4Ｘ）　・行わない
	④ 既存防水層の下地処理	既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・　[3.2.6] POS工法及びPOSI工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を表出した立上り部等の補修及び処置　※改修標仕3.2.6.(d)(3)(vi)ｱ)～3)による　・
	⑤ アスファルト防水	屋根保護防水　[3.3.2～5] 防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 ◎	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ1－1 ※Ａ－2 ・Ａ－3			※1 ﾘｼｰﾝﾌｫﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 ・	※乾式　保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ 押え ・れんが 押え
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－1 ※Ｂ－2 ・Ｂ－3				
・Ｐ２Ａ１	・Ａ１－1 ※Ａ１－2 ・Ａ１－3		（材質） ※JIS Ａ 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA1（ｽｷﾝ層付き）又はJIS Ａ 9511によるA種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種b（ｽｷﾝあり）	※ﾌﾗｯﾄｰﾝｱｽﾌ 70g／㎡程度 ・	
・Ｐ１Ｂ１ ・Ｔ１Ｂ１	・Ｂ１－1 ※Ｂ１－2 ・Ｂ１－3		・ （厚さ）※25mm　・		

　改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
　※改修標仕表3.3.3から表3.9による　・
　部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
　※改修標仕表3.3.3から表3.9による　・
　平場の保護コンクリートの厚さ
　　こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
　　タイル張り　※水下　60mm以上　・
　・乾式保護材
　窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
　金属板仕様：金属板と樹脂を積層一体化したもの
　（品質・性能・試験方法）
　　建築材料等品質性能表による

特記事項			一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン 〒890-0062　鹿児島市鴨原三丁目41-18 ＴＥＬ（099）253-0218　ＦＡＸ（099）253-0204	DIRECTOR 吉川	CHIEF 神田	DRAWER 神田	工事名	和泊中学校校舎改修工事
							図名	建築改修工事特記仕様書（その１）

DATE	JOB NO.	SHEET NO.
R5.12.25	PNT-111S	A－０１
SCALE	一級建築士 鹿児児第第３４４５９号	
NO.SCALE	吉川 稔	

③ 防水改修工事（続き）

屋根露出防水
高日射反射率防水の適用 G ・有 ※無

防水層の種類

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・M4C	・G-1 ※G-2 ・G-3 ・G-4	・		・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	
・M3D ・POD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4	・		・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける・設けない ・ 改修用ドレン ・設ける・設けない
・PODⅠ ・M3DⅠ ・M4DⅠ	・DI-1 ※DI-2	・	（材質） ※JIS A 6521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは3号断熱板を除く簡易に適合するもの又は、JIS A 6511による繊維質ウレタンフォーム保温材の保温筒2種1号若しくは2号で透湿抵抗を除く簡易に適合するもの ・ （厚さ）※75mm ・	・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける・設けない ・ 改修用ドレン ・設ける・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類： 、設置数量： ㎡/個
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りしまい位置
※図示 ・

屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・E-1 ※E-2		保護層 ・設ける ・設けない

押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度
屋根排水溝 ※図示 ・

6 改質アスファルトシート防水

高日射反射率防水の適用 G ・有 ※無 [3.4.2、3]

防水層の種類

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上材料 種類	仕上材料 使用量	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3AS1 ・M4AS1 ・POAS1	・AS1-T1 ・AS1-J1		（材質） ※JIS A 6521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは3号断熱板を除く簡易に適合するもの又はJIS A 6511による繊維質ウレタンフォーム保温材の保温筒2種1号若しくは2号で透湿抵抗を除く簡易に適合するもの ・ （厚さ）※75mm ・	・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.4.1から表3.4.3による ・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.4.1から表3.4.3による ・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.4.1から表3.4.3による ・
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシートの裏走所の指定による
・脱気装置の種類： 、設置数量： ㎡/個
押え金物
※改質アスファルトシート製造所の仕様による

7 合成高分子系ルーフィングシート防水

高日射反射率防水の適用 G ・有 ※無 [3.4.2～4、表3.5.1～3]

防水層の種類

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上材料 種類	仕上材料 使用量	備考
・PDS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-W1 ・S-W2 ・S-W3			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-W1 ・S-W2 ・S-W3			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない
・POS1 ・S3S1 ・S4S1 ・M4S1	・S1-F1		（材質） ※改修標仕3.5.2(c)(3)(ⅱ)による ・ （厚さ） ・25mm ・	・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S1-W1 ・S1-W2		（材質） ※改修標仕3.5.2(c)(3)(ⅰ)による ・ （厚さ） ・25mm ・			

③ 防水改修工事（続き）

屋内防水

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	保護層 平場のモルタル塗り ・塗塗り工法	保護層 平場のモルタル塗り ・下地モルタル塗り	保護層 立上り部の保護モルタル塗り厚さ
・S-C1	・	・	※改修標仕6.15.6(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※改修標仕6.15.6(c)(1)に準ずる ・	※7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ ・

ルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標仕表3.5.1から表3.5.3による ・
絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板 ・
脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィングシート装置所の指定による
・脱気装置の種類： 、設置個数： ㎡/箇所
既存防水下地がPCコンクリート部材及びALCパネル下地で種別S-C1の場合の目地処理
・行う（・図示 ・ ） ・行わない
PCコンクリート部材の入隅断の増張り（種別S-F1、S-F1、S-C1の場合）
・行う（・図示 ・ ） ・行わない
ALCパネル下地の入隅断の増張り（種別S-C1の場合）
・行う（・図示 ・ ） ・行わない

8 塗膜防水

高日射反射率防水の適用 G ・有 ※無 [3.6.7、3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・P0X	※X-1 ・X-2		※製造所の指定による	※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・L4X	・X-1 ※X-2	屋根	※製造所の指定による	※製造所の指定による	脱気装置 ・設ける ・設けない
・P1Y	※Y-2				保護層 ・設ける ※設けない
・P2Y	※Y-2				保護層 ・設ける ※設けない

脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料製造所の指定による
・脱気装置の種類： 、設置個数： ㎡/個

9 シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.7.2～8]
・シーリング充填工法
⊙シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・適用する ・適用しない
エッジング材張り ・適用する ・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標仕表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
防水端部処理	FS-2
サッシ廻り	MS-2

シーリング材の目地寸法 ※改修標仕3.7.3(a)(1)～(3)による ・
接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 [3.7.8]

10 とい [3.8.2、3]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管			
	・配管用鋼管			
	・ステンレス鋼管			SUS304、厚2
	・建築ポリ塩化ビニル管（カラー）	φ100	図示	
鉄どい	・			

ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型 ・横型） 改修用	図示
・バルコニー用 改修用	
・バルコニー中継用	図示

ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
既存のといその他の撤去及び処理等に対する養生方法 ※図示 ・
鋼管製といの防錆巻き ※改修標仕表3.8.5による ・
とい受金物 ※ステンレス製 ・鋼製（亜鉛めっき）
ルーフドレンの取付け ※水はけがよく、床面より下げ、周囲の笠間にモルタルを充填

11 アルミニウム製笠木 [3.8.2、3]

施工箇所	種別	製品幅	呼称肉厚	表面処理	改質・複合皮膜
	・押出2509	※260～240	※1.6以上	※A-1種	※AA15又は25
	・押出3009	※300	※1.8以上	又は	・A1
	・押出3509	※350	※2.0以上	b-1種	・A2
	・（ ）	・（ ）	※2.0以上	・（ ）	
	・板材折曲げ形 ・オーブン形式 ・シール形式	・（ ）	※2.0以上		

既存笠木等の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ）
・行わない
下地補修の工法 ※図示 ・
板材折曲げ形の笠木の取付工法 ※図示 ・
棟上避雷導体システム ※無 ・有

12 保証書及び期間

防水工事の施工について、10年保証を提出すること。なお、保証書は元請業者と施工業者の連帯とする。（シーリングを除く）

④ 外壁改修工事

1 可とう性エポキシ樹脂 （品質・性能・試験方法） 建築材料等品質性能表による [4.2.2]
2 パテ状エポキシ樹脂 （品質・性能・試験方法） 建築材料等品質性能表による [4.2.2]
3 エポキシ樹脂モルタル （品質・性能・試験方法） 建築材料等品質性能表による [4.2.2]
4 ポリマーセメントモルタル （性能） 建築材料等品質性能表による [4.2.2]
5 ポリマーセメントスラリー

広がり速度（cm/s）	長さ変化率（収縮）	引張接着性（材齢２８日）	曲げ性能（材齢２８日）	吸水性（７２時間）	耐久性（劣化曲げ強さ）
３以上	３%以下	0.49N/mm² 以上	4.9N/mm²以上	１５%以下	4.9N/mm²以上

保水係数 0.35～0.55
粘調係数 0.50～1.00 ・

6 既製調合モルタル

モルタル下地とうたいタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。 [4.2.2]
（品質・性能・試験方法） 建築材料等品質性能表による

7 施工数量調査

調査項目 ※外壁改修 ・防水改修 ・内壁改修 ・（ ） [1.5.2]
調査範囲 ※図示 ・（ ） [1.5.2]
調査方法 ※打診及び目視による ・（ ） [1.5.2]
既存部分の確認を行った場合の補修方法 ※図示 ・（ ） [1.5.3]
調査内容
外壁調査は工事に先立ち全外壁面のひび割れ、浮き、欠損部の位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。報告書は、結果を立面図等に記載し監督職員に提出する。（必要に応じ写真等を添付する。）
調査報告書の部数 ※２部 ・（ ）部

4-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

① ひび割れ部改修工法 [4.2.2] [4.3.4～6]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300 ・	※130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	※40 ・
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	※70 ・
	0.5以上～1.0以下	・150～250 ・	※130 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	※40 ・
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	※70 ・
	0.5以上～1.0以下	・150～250 ・	※130 ・

エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形
コア抜取り検査 ・行う ※行わない
抜取り個数 ※長さ500mごと及びその端数につき1個 ・
抜取り部の補修方法 ※図示 ・

・Uカットシール材充填工法（既存タイル張り躯体面）
・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ・
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

② 欠損部改修工事 ※充填工法 [4.2.7] [4.3.7]
※エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル ・

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去 ・行う（・全面 ※図示の範囲）

② ひび割れ部改修工法 ⊙樹脂注入工法 [4.4.2] [4.4.5～7]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300 ・	※130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	※40 ・
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	※70 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250 ・	※130 ・

エポキシ樹脂 ⊙低粘度形 ・中粘度形
コア抜取り検査 ・行う ※行わない
抜取り個数 ※長さ500mごと及びその端数につき1個 ・
抜取り部の補修方法 ※図示 ・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

③ 欠損部改修工事 ・充填工法 [4.4.4] [4.4.8、9]
※エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法
既製品地材 ・使用する（形状 ）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 ・

④ 浮き部改修工法 [4.2.2] [4.4.10～15]

工法の種類	アンカーピンの本数（本/m²） 一般部	アンカーピンの本数（本/m²） 指定部	注入口の箇所数（箇所/m²） 一般部	注入口の箇所数（箇所/m²） 指定部	充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)
⊙アンカーピニング部分 エポキシ樹脂充填工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	—
・アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	—	※25 ・
・アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	—	※50 ・
・注入口付アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	—
・注入口付アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	—	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	—	※50 ・
・充填工法	—	—	—	—	—	—
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm ・
・
充填工法
※エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法
既製目地材 ・使用する（形状 ）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 ・

4-2 外壁改修工事（続き）

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・
・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm ・
・
充填工法
※エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法
既製目地材 ・使用する（形状 ）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 ・

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去 ・外壁タイル張り全面 ・図示の範囲
階去範囲 ※下地モルタルまで ・張付けモルタルまで ・タイルのみ

2 ひび割れ部改修工法 改修箇所 ※既存タイル張り面 [4.2.2] [4.5.2、6]
・既存タイル撤去面（・コンクリート面 ・モルタル面）
・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100	※40 ・
	0.3以上～0.5未満	・100～200	※70 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250	※130 ・

エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形
コア抜取り検査 ・行う ※行わない
抜取り個数 ※長さ500mごと及びその端数につき1個 ・
抜取り部の補修方法 ・図示 ・

・Uカットシール材充填工法（既存タイル張り躯体面）
・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ・
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法 [4.2.2] [4.5.7、8]
・タイル部分張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成ウレタン樹脂系
・タイル張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成ウレタン樹脂系

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ※改修標仕表4.5.1による ・
タイル張り下地等のモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない
・セメントモルタルによる胴縁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り
外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
・有機樹脂接着剤による胴縁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・

4 浮き部改修工法 [4.2.2] [4.5.9～15]

工法の種類	アンカーピンの本数（本/m²） 一般部	アンカーピンの本数（本/m²） 指定部	注入口の箇所数（箇所/m²） 一般部	注入口の箇所数（箇所/m²） 指定部	充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)
・アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	—
・アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	—	※25 ・
・アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	—	※50 ・
・注入口付アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	—
・注入口付アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	—	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	—	※50 ・
・充填工法	—	—	—	—	—	—
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm ・
・
・タイル部分張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成ウレタン樹脂系
・タイル張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成ウレタン樹脂系

特記事項

一級建築士事務所 （株）アーキ・プラン
ARCHI-PLAN
〒890-0082 鹿児島市薬原三丁目44-18
TEL(099)259-3076 FAX(099)259-3095

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
吉川	神田	神田

工事名 和泊中学校校舎改修工事
図名 建築改修工事特記仕様書（その２）

DATE	JOB NO.	SHEET NO.
R5.12.25	PN1-111S	A－０２
SCALE NO.SCALE		

一級建築士 建設大臣登録第４４６６号
吉川 稔

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁（続き）

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ※改修標仕表4.5.1による ・
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験 ・行う ・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り
外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系 ・

5 目地改修工法 [4.5.16]
・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法 ・図示 ・

6 タイルの形状、寸法等 [4.2.2]

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			ふくらすり	抗菌	色			表面		耐凍害性		耐滑り性	備考
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	免許うき	有・無	標準	特注	選定	有	無	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		

標準外の凹がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない

・モルタル塗りのコンクリート素地面の処理 ・MCR工法 ・目荒し工法（高圧水洗処理） ・
・壁タイル張りの工法
外装タイル ※密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り
外装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り

・既製調合モルタル
モルタル下地とした仕上工事に使用する既付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能・試験方法）
建築材料等品質性能表による

4-4 外壁改修工事 現場試験

1 浮き部改修工法における エポキシ樹脂注入後の接着強度の試験 ※行う ・行わない [4.4.10] [4.4.11] [4.4.13～4.4]
1．試験方法
① 試験室所は、監督職員の指示により1棟につき1箇所以上かつ合計で3箇所以上選び出し引張試験を行う。
② 注入後7日間以上たってから、モルタル部φ40mm角又は内径48mm仁脆体（コンクリート）に達するまでコンクリートカッター又はコアカッターで切断し、その面に引張治具（アタッチメント）を接着し、建設省建築研究元式簡易引張り試験機又は日本建築仕上学会試験機により引張試験を行う。
2．確認事項
引張強度試験終了後、次のいずれかであることを確認する。又、試験終了後、試験体の切断が脆体に達するまで行われていたかをはかって確認する。なお、異常が認められた場合は監督職員へ報告し、その指示を受ける。
a コンクリート破壊
b モルタル破壊
c 引張り強度
①アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法の場合
②注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法の場合
1.2N/mm2 [12.2kgf/cm2] 以上
③アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法のエポキシ樹脂注入の箇所
④注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法のエポキシ樹脂注入の箇所
0.6N/mm2 [6.1kgf/cm2] 以上
⑤アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法のピン併用エポキシ樹脂注入の箇所
1.2N/mm2 [12.2kgf/cm2] 以上

2 浮き部改修工法における ポリマーセメントスラリー注入後の接着強度の試験 ※行う ・行わない
1．試験方法
① 注入硬化を養生完了後、打診ハンマーを用いて打診する。
② ①の診断状況により、4ヘーオ箇1棟による建設省建築研究元式簡易引張試験機又は日本建築仕上学会試験機により接着力試験を行う。試験箇所は、監督職員の指示により、1棟につき1箇所以上選びだす。
（1箇所につき3点の試験を行い、その平均値を接着強度とする。）
2．確認事項
① 注入が良好な状態で行われているかを確認する。
② 接着強度は1.0N/mm2 [10.2kgf/cm2] 以上とする。

外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

1 所要量の確認
2 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整
工程ごとの所要量の確認 ※改修標仕表4.6.1による [4.6.2] [表4.6.1]
[4.6.3]

工法	処理範囲	下地の種類	加圧力
・サンダー工法	※既存仕上面全体 ・30% ・50%	・行う	
⊙高圧水洗工法	※既存仕上面全体 ・（ ）	⊙行う	⊙15Mpa ・100～250Mpa程度
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体 ・（ ）	・行う	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・（ ）	・行う	・10～30Mpa程度

3 下地調整材 ※下地調整塗材（⊙X-1 ・C-2 ・CM-2） [4.6.4]
・ポリマーセメントモルタル

外壁改修工事 塗り仕上げ外壁（続き）

4 仕上げ塗材仕上げ
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [4.2.2] [4.6.5]
※調質対象外 ・
耐候仕上塗材に種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び仕上塗
⊙薄付仕上塗材	・外装薄塗材Si	・	⊙砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Si	・	・伸ず肌状（・吹付け・ローラー塗り）
	⊙外装薄塗材E	・	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材E	—	・平たん状
	・防水形外装薄塗材E	—	・凹凸状（・吹付け・こて塗り）
	・外装薄塗材S	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）
			・砂壁状じゃらく
			・京壁状じゃらく
・厚付仕上塗材	・外装厚塗材C	・	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状
	・外装厚塗材Si	・	・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし
	・外装厚塗材E	・	上塗材 ・適用する ・適用しない
⊙複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	・伸ず肌状（・吹付け・ローラー塗り）
	・可とう形複層塗材CE	・	・凸部処理 ⊙凹凸状（小粒）
	・複層塗材Si	・	耐候性 ※ 耐候形3種 ・
	・複層塗材E	—	上塗材
	・複層塗材RE	—	溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系
	・防水形複層塗材CE	—	樹脂 ※アクリル系 ・
	⊙防水形複層塗材E	—	外観 ※つやあり ・つやなし
	・防水形複層塗材RE	—	・メタリック
	・防水形複層塗材RS	—	
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E	・	・平たん状 ・さざ波状 ・伸ず肌状
	・可とう形改修塗材RE	・	耐候性 ※ 耐候形3種 ・
			上塗材
	・可とう形改修塗材CE	・	溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系
			樹脂 ※アクリル系 ・
			外観 ※つやあり ・つやなし
			・メタリック

5 マスチック塗材塗り
種別 ・A種 ・B種 （仕上材塗りEP-G ※B種 ・A種） [4.7.2] [表4.7.1]

6 外壁改修数量表

工法	単位	寸法等	既存仕上げ	積算 調査数量	積算 設計数量
樹脂注入工法	m	0.2mm以上 1.0mm以下	コンクリート	別途図面記載	
			モルタル		
			タイル		
充填工法 （ポキシ樹脂モルタル）	箇所	・100×100×30 ・100×200×30	コンクリート		
			モルタル		
			タイル		
カバーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	㎡		コンクリート		
			モルタル		
			タイル		
タイル張替え	㎡		コンクリート		
			モルタル		
			タイル		

※図示

建具改修工事

1 改修工法 [5.1.2]

建具の種類	かぶせ工法	嵌殺し工法	適用箇所
・アルミニウム製建具	・	・	・建具表による ・
・鋼製建具	・	・	・建具表による ・
・鋼製建具 ・外部	・	・	・建具表による ・
・鋼製建具 ・内部	・	・	・建具表による ・
・鋼製軽量建具	・	・	・建具表による ・
・ステンレス製建具	・	・	・建具表による ・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※図示 ・
新規建具開口の補修工法及び範囲 ※図示 ・

2 防火戸 ・適用する 適用箇所（・建具表による ・ ） [5.1.4]
・適用しない

3 防犯建物部品 ・適用する（ ） 適用箇所（・建具表による ・ ） [5.1.7]
※適用しない

4 アルミニウム製建具 性能等級 [5.2.2～5] [表 5.2.2]
外部に面する建具 ・A種（建具符号：・建具表による ・ ）
※B種（建具符号：・建具表による ・ ）
・C種（建具符号：・建具表による ・ ）
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ ☑ ・断熱の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
耐震ドアセット ・面内変形追随性の等級（・建具表による）
（建具符号：・建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
表面処理の種別
外部に面する建具 ・A-1種 ・A-2種 ※B-1種 ・B-2種 ・
皮膜等の種類（※改修標仕表5.2.2による ・ ）
屋内の建具 ※C-1種 ・C-2種 ・
皮膜等の種類（※改修標仕表5.2.2による ・ ）
結露水の処理工法 ・図示 ・
水切り板、ぜん板 ※建具表による ・図示

網戸等 [5.2.3]

種類	材種	線径	網目
・防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

建具改修工事（続き）

6 樹脂製建具
性能等級 [5.2.2] [5.3.2～5]
外部に面する建具 ・A種（建具符号：・建具表による ・ ）
・B種（建具符号：・建具表による ・ ）
・C種（建具符号：・建具表による ・ ）
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級（・T－1 ・T－2）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ G ・断熱の等級（・H－4 ・H－5 ・H－6 ・ ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
表面色 ※標準色 ・特注色
水切り板、ぜん板 ※図示 ・
ガラス ※複層ガラス ・

6 鋼製建具
性能等級 [5.2.2] [5.4.2～4] [表 5.4.2]
簡易気密型ドアセット ・適用する （建具符号 ・建具表による ・ ）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-5（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-6（建具符号：・建具表による ・ ）
・
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ G ・断熱材の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
耐震ドアセット ・面内変形追随性の等級（・建具表による）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
鋼板

材料	めっき付着量	厚さ
※JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）	※Z12又はF12 ・	※改修標仕表5.4.2による ・
・JIS G 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板）	※Y08 ・	

7 鋼製軽量建具
性能等級 [5.2.2] [5.5.2～4]
簡易気密型ドアセット ・適用する
・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ G ・断熱材の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
耐震ドアセット ・面内変形追随性の等級（・建具表による ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被膜鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
鋼板の厚さ ・改修標仕表5.5.1による ・
召合せ、縦中口勾み板の材質 ※ステンレス鋼板 ・鋼板

8 ステンレス製建具
性能等級 [5.2.2] [5.4.2] [5.6.2～5]
簡易気密型ドアセット ・適用する
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-5（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-6（建具符号：・建具表による ・ ）
・
防音ドアセット、防音サッシ ・遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ G ・断熱材の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
耐震ドアセット ・面内変形追随性の等級（・建具表による ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
鋼板（屋外） ※SUS304 ・SUS430J1L、SUS443J1 ・
鋼板（屋内） ※SUS430 ・SUS430J1L、SUS443J1、SUS304 ・
裏面仕上げ ※H L ・鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ

9 木製建具
建具材の加工、組立時の含水率 ※B種 ・ (16.7.2～4)
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

名称の種類	規格等	備考
※普通合板 G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※97%程度 ・ ） 不透明塗料塗り （※しな程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（・1類 ・2類 ）	
・天然木 化粧合板 G	樹種名（ ）	
・特殊加工 化粧合板 G	化粧加工の方法 ・ｴﾝﾎﾞｰｽｲ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（・1類 ・2類 ）	

表面板の厚さ ※表16.7.6による ・
・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・
・ふすま
張りの種別（・1型 ・2型 ・ ）
上張り ・鳥の子 ※新鳥の子又はビニル紙程度 押入等の裏側は雲花紙程度
額仕上 ・塗り縁 ※生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・
・戸ぶすま
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
・額張り障子
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
枠、くつずりの材料 ・建具表による ・

建具改修工事（続き）

10 建具用金物 [5.7.2～4] [表5.7.1]
・マスターキー ※鍵作成する（※新規 ・既存にあわせる）
※シリンダー錠錠
※レバーハンドル 材質 ※アルミニウム合金 ・ステンレス ・黄銅
亜金 ※丸棒 ・長座
・握り玉 材質 ※ステンレス
・本締り錠
（性能）
建築材料等品質性能表による
・錠錠
※レバーハンドル 材質 ※アルミニウム合金 ・ステンレス ・黄銅
亜金 ※丸棒 ・長座
・握り玉 材質 ※ステンレス
・グレモン錠
レバーハンドルの材質 ※亜鉛合金 ・ステンレス
製造所 ※図示
・ピボットヒンジ
カバー部の材質 ※ステンレス ・亜鉛合金
・フロアヒンジ
・Grade1 ※Grade2
カバー部の材質 ※ステンレス
・ヒンジクローザー（丁番型）
材質 ・鋼（焼付け塗装）
・ヒンジクローザー（ピボット型）
材質 ・鋼（焼付け塗装）
・ドアクローザー
・Grade1 ※Grade2
材質 ※アルミニウム合金
・押棒、押板
材質 ・ステンレス ・黄銅 ・合成樹脂
・アームストッパー
材質 ・鋼（クロームめっき） ※ステンレス
・クレセント
材質 ※建具製造所の仕様による
・排煙オペレーター（※埋込 ・露出）

11 自動ドア開閉装置 [5.8.2、3]

性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
※改修標仕 表5.8.1による	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ・赤外線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う （適用箇所は 建具表による） ※行わない

駆動力 ※電気式または電動油圧式 ・（ ）
電源 ※単相100V（通電点検回路併付） ・（ ）
補助センサ ※安全光線スイッチ ・（ ）
各開閉装置毎に補助センサを設ける

12 自閉式上吊り引戸装置 性能 ※改修標仕表5.9.1による [5.9.3]

13 重量シャッター [5.10.2、3]

シャッターの種類	耐風圧強度	備考
・管理用シャッター	耐風圧強度（ ）N/㎡	※排害物感知装置（自動閉鎖型）
・外壁用防水シャッター	耐風圧強度（ ）N/㎡	
・屋内用防火シャッター		※危害防止機構
・防煙シャッター		

開閉機能による種類 ※C.節電動式（手動併用） ・上部手動式
屋内用防火シャッター正しくは防炎シャッターの危害防止機構
※改修標仕5.10.2(4)(i)かつ(ii)
・改修標仕5.10.2(4)(ii)かつ(ii)
リモコンの有無 ※無 ・有（リモコン個数 個）
電動式の場合の電源 ※三相200V 0.75kw以下（過電流保護装置付）
管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・

14 軽量シャッター 開閉形式 ※手動式 ・上部電動式（手動併用） [5.11.2～4]
シャッターケース ※設ける ・設けない
耐風圧強度（ ）N/㎡
スラットの材質
※JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量（※Z06又はF06 ・ ）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量（※AZ90 ・ ）
スラットの形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
ガイドレール・座板の材質 ※ステンレス（SUS304） ・溶融亜鉛めっき鋼板
電動式の場合の危害防止機構 ※有（障害物感知装置自動開鎖型）
電動式の場合の電源 ※単相100V（過電流保護装置付） ・（ ）

15 オーバーヘッドドア [5.12.2、3]

セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※ステンレス鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板

特記事項

一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082 鹿児島市武三丁目44-18
TEL (099)239-0175 FAX (099)239-0095

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
吉川	神川	神川

工事名	和泊中学校校舎改修工事
図名	建築改修工事特記仕様書（その3）

DATE	JOB NO.	SHEET NO.
R5.12.25	PN1-1115	A－03
SCALE		
NO.SCALE		

一級建築士 第 鹿児児第第第4545号
古川 稔

5 建具改修工事（続き）

16 ガラス [3.7] [5.13.2~4] [表5.13.1]

・熱線吸収板ガラス

品種	性能	色調
・熱線吸収フロート板ガラス	・1種 ・2種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ
・熱線吸収網入磨き板ガラス		

・複層ガラス

品種	断熱性	日射熱遮へい性
・断熱複層ガラス	・1種	U-1
	・2種	U-2
	・3種	・U-3-1 ・U-3-2
・日射熱遮へい複層ガラス	・4種	E4
	・5種	E5

・熱線反射ガラス

品種	日射熱遮へい性	耐久性
・熱線反射ガラス	・1種	A種
色調（・ブルー ・グレー）	・2種	・A種 ・B種
・高性能熱線反射ガラス	・3種	B種
色調（・ブロンズ ・シルバー）		

反射被膜面 ・内面 ・外面
映像誤型 ・行わない ・行う

・耐熱強化ガラス

材料板ガラスの種類	厚さ（mm）	色調
・熱線吸収タイプ		・グリーン ・グレー ・ブロンズ
・熱線反射タイプ		・
・（ ）		

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
・フロート倍強度ガラス	—
・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー ・グレー ・ブロンズ

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※シーリング材（SR-1） ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※改修標仕書5.13.1による ・図示
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材（SR-1） ・	※改修標仕書5.13.1による ・図示 ・
ステンレス製	※シーリング材（SR-1） ・	※改修標仕書5.13.1による ・図示 ・

17 鍵箱 形式 ・30本入（ 1 ）個 ・60本入（ ）個 ・120本入（ ）個 ・ 本入（ ）個
鋼製市販品とし、監督職員の承認による

6 内装改修工事

1 改修範囲 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 [6.1.1]
※壁面より床側100mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より床側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま ・図示

2 既存床の撤去及び下地補修 ビニル床シート等の撤去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・下地モルタルとも（・図示の範囲 ・脆去範囲全て）
合成樹脂塗床材の撤去工法 ・機械的撤去方法 ・目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による

3 既存壁の撤去及び下地補修 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2]
※改修標仕6.4.9によるモルタル塗り
（塗り厚25mmを超える場合の補修 ・行う ・行わない）
・図示

4 木下地等の表面仕上げ [6.5.1] [表6.5.1]

表面仕上げの種別	適用箇所
・A種	
※B種	
・C種	

5 製材 G
・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 [6.5.2]

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
根太	スギ		※2級・		※A種・B種・	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
見え掛り面	スギ ひのき		※上小節 ・		※A種・B種・	・
見え掛り面以外			※小節以上 ・		※A種・B種・	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※1等・		※10%以下 ・A種・B種・	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			（ ） 造作材の場合（※A種 ・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種・B種・ ・	・

・代用樹種を使用できない箇所（ ）

6 内装改修工事（続き）

6 造作用集成材 G
ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ [6.5.2]
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	間伐材等の適用
			※1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	含水率	間伐材等の適用
					※15%以下 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※15%以下 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	化粧薄板の厚さ（mm）	含水率	間伐材等の適用
						※15%以下 ・	・

7 造作用単板積層材 G ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ [6.5.2]
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		・有り（加工 ・天然木加工 ・塗装加工） ・無し（等級 ）	・適用する ・適用しない	・

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ（mm）	表面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		・有り（加工 ・天然木加工 ・塗装加工） ・無し（ ）	・適用する ・適用しない	※14%以下	・

8 床張り用合板等 G ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ [6.5.2]
・普通合板 G

施工箇所	厚さ（mm）	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※6.5 ・	・ヲン ・しな ・	※1種 ・2種	広葉樹 ※2等以上・1等 針葉樹 ※0-0以上 ・	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 G

施工箇所	厚さ（mm）	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※12 ・	※2種以上 ・1種		※1種 ・特類	※0-0以上 ・		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・

・パーティクルボード G

施工箇所	厚さ（mm）	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※18 ・		※13タイプ ・	※PSXは耐 ・	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ（mm）	等級
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級

9 接着剤 [6.5.3, 4] [6.8.2] [6.9.3] [6.11.4, 5]
接着剤は可燃剤（難燃発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示 ・

10 防蟻・防蝕処理 ・防蟻、防蝕処理が不要な樹種による製材 [6.5.5]
適用部位：（ ）
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※改修標仕6.5.5(a)(ii)②7~ニによる ・
	※改修標仕6.5.5(a)(iii)②7~ニによる ・
	※改修標仕6.5.5(a)(iii)②7~ニによる ・

・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐、防蟻処理
適用部位（ ）

11 軽量鉄骨天井下地 野縁等の種類 [6.6.2~4]
屋外（※25形 ・19形） 屋内（※19形 ・25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・900程度 ・（ ）
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・
野縁の間隔 ・300程度 ・（ ）

既存の壁込みインサート ・使用する ・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う（屋外の試験荷重： ） ・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ※図示 ・

・天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法 ※改修標仕6.6.4(h)(i)(2)による ・

6 内装改修工事（続き）

・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※図示 ・

・屋内外への耐震補強
・行う ※行わない
補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・

・耐風圧性を考慮した補強
・行う（1. 一般共通事項 3. 品質計画による） ※行わない
補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・

12 軽量鉄骨壁下地 スタッド、ランナーの種類 [6.6.3] [表6.7.1]
※改修標仕6.7.3によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・
スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・

13 ビニル床シート G [6.8.2, 3]

種類	JIS記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※発泡層のないもの	・	図示	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐載荷重性	※2.0 ・2.5	
・発泡層のあるもの	・ビニル系床材 床シート		・無地 ・絣物	・防滑性 ・耐薬品性	・1.8	

工法 ※熱溶接工法 ・突付け（施工箇所： ）
特殊機能
帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上~3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}~$1\times10^{9}\Omega$程度
・

14 ビニル床タイル G [6.8.2]

JIS記号	施工箇所	色柄	寸法	特殊機能	厚さ（mm）	備考
・ＰＴ （複層ビニル床タイル）		※無地 ・絣物	※300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・2.5 ・3.0	
※ＫＴ （コンポジションビニル床タイル） ・ＦＴ		※無地 ・絣物	※300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	・2.0 ・3.0	
※ＦＯＡ （置敷きビニル床タイル） ・ＦＯＢ		・無地 ・絣物	※600×600	※帯電防止 ・防滑性	※4.0 以上	

特殊機能
帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上~3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}~$1\times10^{9}\Omega$程度
・
置敷きビニル床タイル（FOA・FOB）の接着剤は粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする
・帯電防止ビニル床タイル（ﾊﾟﾀｰﾝタイプ）
下記に示す製造所の商品程度とする
（ ）
・耐熱性ビニル床タイル
下記に示す製造所の商品程度とする
（ ）

15 ビニル幅木 材質 ※軟質 ・硬質 [6.8.2]
高さ（mm） ※60 ・75 ・100
厚さ（mm） ※1.5以上 ・

16 カーペット敷き G ・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		・500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		・500×500 ・	※6.5 ・	帯電防止及び防汚加工品
・カット・ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		・500×500 ・	※6.5 ・	

色柄 ※無地 ・絣物
タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き ・模様流し ・
階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・
見切り、押え金物 ・適用する（材質、形状等 ※図示 ・ ）
※適用しない

17 合成樹脂塗床 [6.10.2, 3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
※厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		※薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	※平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			
・アクリル樹脂塗床 （JIS K 5970）			工程 塗布量（kg/㎡） ・ 表面仕上げ ・平滑 ・防滑 溶剤 ・水性色 ・溶剤系 ・無溶剤系 仕上げ色 ・標準色 ・

塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

18 フローリング張り 単層フローリング G [6.11.2~6] [表6.11.1~5]

種別	工法	樹種	厚さ（mm）	大きさ	仕上塗装	間伐材等の適用
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ 1等	・釘留め工法（根太張り）	※なら ・	15	板幅75 板長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法（直張り）	※なら ・	・12以上	板幅75 板長さ500以上		・
	・接着工法	※なら	・12以上	板幅75 板長さ500以上		
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ 1等	・接着工法	※なら ・	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・
・ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ 1等	・接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・

19 畳敷き 種別 ・A種 ・B種 ※D種 ・B種（畳床 KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-IV ・KT-M） [6.12.2]
下地の種類 ※ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
・標仕 表12.6.1による床根 ・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

20 せっこうボードその他のボード張り [6.13.2, 3]

種類	JIS記号	厚さ（mm）、規格等
・強度木毛セメント板 G	MW	・15 ・20 ※25 ・
・普通木毛セメント板 G	MW	・15 ・20 ※25 ・
⊙けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	・突付け ⊙目透し タイプ2（無石綿） ※6 ・8
・ロックウール化粧吸音板	DR	※突付け ・ ・フラットタイプ（・9(不燃) ※12(不燃) ・ ） ・凹凸タイプ （・12(不燃) ・15(不燃) ・19(不燃) ・ ） ※300×600 ・455×910
・せっこうボード	GB-R	※突付け（ベベルエッジ） ・継目処理 ※12.5（不燃） ・15（不燃） ※910×2730 ・910×1820
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	※ 25（厚手ガラスクロス包） ※ 留め付け材 樹脂製プラグ※300程度
・不燃繊層せっこうボード	GB-NC	※突付け ※9.5（不燃） ・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様） ※450×910 ・910×910
・シージングせっこうボード	GB-S	・12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃） ・15（不燃）
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D (W)	※目透し ・12.5（不燃）幅440mm程度 ※9.5 模様（※柾目 ・板目） 専用下地材有り
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による （※1.2 ・ 3.0 ）

せっこうボード等の下地は図示による
遮音シール材 ※アクリル系またはウレタン系シーリング材
・ジョイコンパウンド（JIS A 6914）
合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
合板類の板付け ※B種 ・A種

21 壁紙張り ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ [6.14.2, 3]

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	商品名（種屋）
	紙	繊維	ﾌｨﾙﾑﾁｯｸ	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整 ※B種 ・
コンクリート・ＡＬＣ面の下地調整 ※B種 ・
せっこうボード面の下地調整 ※B種 ・

22 モルタル塗り 吸水調整材は、改修標仕4.2.2による [6.15.3, 6]
腰壁目地材 ・設ける 施工箇所（ ） 形状（※図示 ・ ）
・設けない
床目地 ・設ける（工法 ※押し目地 ・ ）
・設けない

特記事項

一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0002 鹿児島市愛原三丁目44-18
TEL (099)259-0218 FAX (099)259-0284

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
吉川	神田	神田

工事名	和泊中学校校舎改修工事
図名	建築改修工事特記仕様書（その4）

DATE	JOB NO.	SHEET NO.
R5.12.25	PN1-115	A-04
SCALE	一級建築士 建築大臣登録第第14459号	
NO.SCALE	吉川 聡	